



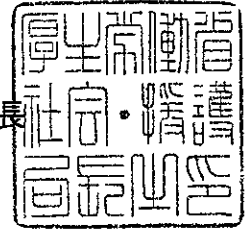
雇 児 発 第1130005号
 社 援 発 第1130005号
 障 発 第1130002号
 老 発 第1130002号
 平成18年11月30日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

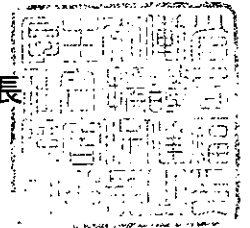
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



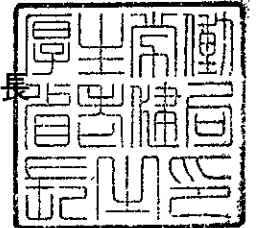
厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



厚生労働省老健局長



社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところです。

アスベストによる健康被害の防止を徹底するとともに、ばく露防止対策の充実等を図るため、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日より施行されたことを受けての対策については、既に「社会福祉施設等におけるアスベスト対策について」(雇児発第1031005号、社援発第1031005号、障発第1031010号、老発第1031002号)により適切な対応をお願いしているところですが、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査(補足調査)を実施することとしました。

つきましては、別紙「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)実施要領」に基づき、調査表を作成の上提出して頂きますようお願いいたします。

なお、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第2回フォローアップ調査」(平成18年11月30日付雇児発第1130004号、社援発第1130004号、障発第1130001号、老発第1130001号)については、昨年度実施した使用実態調査の調査方法等(1%を超えて含有するもの)に基づき実施し、所定の期日までに提出いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県・指定都市・中核市におかれては、建築関係部局、環境関係部局、保健衛生関係部局と十分連携の上、所轄の社会福祉施設等に対し、調査を依頼するとともに、取りまとめて頂きますようお願いいたします。

(別紙)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)実施要領

1 調査対象施設及び提出先(照会先)

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日付雇児発第0801001号、社援発第0801001号、障発第0801001号、老発第0801001号)(以下、「昨年度の使用実態調査」という。)における対象施設(別紙1参照)のうち、分析調査の結果、含有する石綿の重量が全ての場所において1%以下であるため「アスベストなし」と報告している施設(含有する石綿の重量が、全ての場所において0.1%以下である施設を除く)。

※ 障害者関連施設については、当該調査時点において施設種別が新体系に移行している施設についても、旧体系のまま調査及び提出すること。

2 調査対象建材及び特定方法

「昨年度の使用実態調査」における調査対象建材及び特定方法と同じ。ただし、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下のもの。

3 計上方法

建材中の石綿含有率については、厚生労働省労働基準局長等からの通知(参考1及び参考2)において、既に実施した分析調査に係る取り扱いについて示されているので留意すること。

具体的には、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、既に実施した使用実態調査における分析の結果を活用して、次に示す①～③については改めて分析調査をしなくとも、石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹き付けアスベスト等と判断して計上してよい。

- ① アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が0.1%を超え、1%以下」であったもの。
- ② アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が1%以下で定量下限」であったもの。
- ③ アスベストの定量分析で「含有率が1%以下」ということしか報告を受けていない場合でも、分析業者においては定性分析を行っていると思われるので、問い合わせ等を行い、定性分析において「石綿の含有あり」と確認されたもの。

昨年の使用実態調査の結果と今回の改正政令等への対応

| 昨年実施した使用実態調査の結果 | | 今回の改正政令等への対応 | 備考 |
|------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 定性分析の結果 | 定量分析の結果 | | |
| 分散染色法等により分散色が確認された(石綿の含有あり) | 1%を超える | 対応済み | |
| | 0.1%を超え、1%以下 | 必要 | 上記① |
| | 1%以下で含有率不明 | 必要 | 上記②、③ |
| 分散染色法等により分散色が確認されない(石綿の含有なし) | | 不要 | |

4 調査表提出期限

平成19年1月12日(金)

5 調査表記入要領

(1) 別紙2 (個表様式)

ア 原則、「昨年度の使用実態調査」の調査要領に基づき記入すること。

イ 「①」欄には各施設毎の総床面積を記入すること。

ウ 「②」の各欄には、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下の吹付けアスベスト等が使用されている室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積(※)の合計を記入する。

※ 面積は1㎡単位で記入し、小数点以下は四捨五入する。

エ 「③」の各欄には「②」に示すもののうち、既に「封じ込め状態^{※ア}又は囲い込み状態^{※イ} (以下「措置済状態」という。)にある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積^{※2}の合計を記入する。

※ア 「封じ込め状態」: 吹き付け石綿等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ 「囲い込み状態」: 吹き付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

オ 「④」の各欄には「②」に示すもののうち、措置済み状態ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室数並びにその室及び通路部分のそれぞれ床面積(※)の合計を記入する。

※ 面積は1㎡単位で記入し、小数点以下は四捨五入する。

カ 「⑤」の「室数」、「通路部分面積」欄には「②」に示すもののうち、措置済み状態ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積(※)の合計を記入すること。

※ 面積は1㎡単位で記入し、小数点以下は四捨五入する。

また、「ばく露のおそれのある場所」欄については、「日常利用する場所(A)」欄及び「その他の場所(B)」欄ごとに該当する室に○を記入し、該当する室名がない場合には「その他」に○を記入すること。

居室等は、利用者が日常利用する室であり、例えば乳児室、ほふく室、保育室、学習室、遊戯室、集会室、機能回復訓練室その他これらに類するものを含み、通路には、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものを含む。

更に、「措置状況」欄については、(A)、(B)欄ごとに該当する欄に○を記入すること。

・「措置予定」は、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場所を有する場合とすること。

なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合は「措置予定」とすること。

・「未定」は、工事日程が決まっていない場所を有する場合とすること。

(2) 別紙3 (総括表様式)

ア 都道府県、指定都市、中核市においては、社会福祉施設等から提出された『別紙2 (個表様式)』を『別紙3 (総括表様式)』に取りまとめの上、「別紙3 (総括表様式)」のみ提出してください。

イ 原則、「昨年度の使用実態調査」の調査要領に基づき記入すること。

調査対象施設及び調査結果提出先

1 社会・援護局関係調査対象施設

- (1) 保護施設（救護施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設）
- (2) 社会事業授産施設
- (3) 無料低額宿泊事業を行う施設
- (4) 隣保館
- (5) 生活館
- (6) ホームレス自立支援センター
- (7) へき地保健福祉館
- (8) 地域福祉センター
- (9) ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）
- (10) 地方改善施設 } 地域改善対策、アイヌ生活向上関連施策等として整備した
共同作業場・大型共同作業場・納骨堂・共同浴場・火葬場
・共同便所・共同炊事洗濯場・ごみ焼却炉

【調査結果提出先・照会先】

社会・援護局福祉基盤課 佐藤(美)・工藤(内2864)
メールアドレス kudou-ryou@mhlw.go.jp

2 障害保健福祉部関係調査対象施設

※ 新体系に移行している施設についても、旧体系で調査・提出すること。

- (1) 肢体不自由者更生施設
- (2) 視覚障害者更生施設
- (3) 聴覚・言語障害者更生施設
- (4) 内部障害者更生施設
- (5) 身体障害者療護施設
- (6) 身体障害者福祉ホーム
- (7) 身体障害者入所授産施設
- (8) 身体障害者通所授産施設
- (9) 身体障害者小規模通所授産施設
- (10) 身体障害者福祉工場
- (11) 盲人ホーム
- (12) 知的障害者入所更生施設
- (13) 知的障害者入所授産施設
- (14) 知的障害児施設
- (15) 自閉症児施設
- (16) 盲児施設

- (17) ろうあ児施設
- (18) 肢体不自由児施設
- (19) 肢体不自由児療護施設
- (20) 重症心身障害児施設
- (21) 身体障害者通所ホーム
- (22) 身体障害者デイサービスセンター
- (23) 身体障害者福祉センター（A型、B型）
- (24) 障害者更生センター
- (25) 盲導犬訓練施設
- (26) 身体障害者デイサービス事業所
- (27) 身体障害者短期入所事業所（単独設置の場合）
- (28) 市町村障害者生活支援センター
- (29) 知的障害者デイサービスセンター
- (30) 知的障害者デイサービス事業所
- (31) 知的障害者短期入所事業所（単独設置の場合）
- (32) 知的障害者地域生活援助事業所（グループホーム）
- (33) 児童デイサービス事業所（単独設置の場合）
- (34) 児童短期入所事業所（単独設置の場合）
- (35) 知的障害者通所更生施設
- (36) 知的障害者通所授産施設
- (37) 知的障害者小規模通所授産施設
- (38) 知的障害者通勤寮
- (39) 知的障害者福祉ホーム
- (40) 知的障害者福祉工場
- (41) 知的障害児通園施設
- (42) 難聴幼児通園施設
- (43) 肢体不自由児通園施設
- (44) 重症心身障害児（者）通園事業実施施設（A型、B型）
- (45) 点字図書館
- (46) 点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設、補装具製作施設
- (47) 精神障害者生活訓練施設
- (48) 精神障害者入所授産施設
- (49) 精神障害者通所授産施設
- (50) 精神障害者小規模通所授産施設
- (51) 精神障害者福祉ホーム
- (52) 精神障害者福祉ホームB型
- (53) 精神障害者福祉工場
- (54) 精神障害者地域生活支援センター
- (55) 精神障害者短期入所生活介護等施設
- (56) 精神障害者地域生活援助事業所（グループホーム）

- (57) 発達障害者支援センター運営事業実施施設
- (58) 職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
- (59) 心身障害児総合通園センター
- (60) 障害者就業・生活支援センター
- (61) 小規模作業所

【調査結果提出先・照会先】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 瀬口（内3035）
メールアドレス seguchi-satoshi@mhlw.go.jp

3 老健局関係調査対象施設

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）
- (4) 老人デイサービスセンター
- (5) 老人短期入所施設
- (6) 老人福祉センター（A型、特A型、B型）
- (7) 老人福祉施設付設作業所
- (8) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (9) 認知症高齢者グループホーム
- (10) 在宅複合型施設
- (11) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
- (12) 平成10年度介護保険関連サービス基盤整備事業にて整備した施設
- (13) 平成11年度介護予防拠点整備事業にて整備した施設
- (14) 平成12年度介護予防拠点整備事業にて整備した施設
- (15) 平成13年度介護予防拠点整備事業にて整備した施設
- (16) 平成14年度介護予防等拠点整備事業にて整備した施設
- (17) 介護老人保健施設
- (18) 訪問看護ステーション
- (19) 有料老人ホーム
- (20) 特定民間施設（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」第2条第3項に規定する施設）」
- (21) 老人休養ホーム
- (22) 老人憩いの家
- (23) 高齢者総合相談センター
- (24) 介護実習・普及センター

【調査結果提出先・照会先】老健局計画課 吉川・庄田（内3928）
メールアドレス shouda-takuji@mhlw.go.jp

4 雇用均等・児童家庭局関係調査対象施設

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 一時保護施設
- (6) 助産施設
- (7) 保育所
- (8) 情緒障害児短期治療施設
- (9) 児童自立支援施設
- (10) 児童家庭支援センター
- (11) へき地保育所
- (12) 子育て支援のための拠点施設
- (13) 婦人相談所
- (14) 婦人保護施設
- (15) 児童厚生施設（児童遊園を含む。）
- (16) 放課後児童健全育成事業実施施設
- (17) 母子健康センター
- (18) 慢性疾患児家族宿泊施設
- (19) 母子休養ホーム
- (20) 母子福祉センター
- (21) 自立援助ホーム
- (22) つどいの広場事業実施施設
- (23) 職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
- (24) 認可外保育施設（院内保育施設を除く）
- (25) 地域子育て支援センター事業実施施設
- (26) 乳幼児健康支援一時預かり事業実施施設
- (27) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号）第3条第4項に基づく一時保護委託先及び「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日雇児福発第0401001号）に基づく人身取引被害者の一時保護委託先（上記社会福祉施設等以外のものに限る。）

【調査結果提出先・照会先】

雇用均等・児童家庭局総務課 富安・大友（内7824）

メールアドレス ootomo-kiichirou@mhlw.go.jp

社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用状況調査(補足調査)表

※ アスベスト含有率0.1%超~1%以下のみ計上

所属名
担当者名:
連絡先:
(電話) E-mail:

Table with columns for facility name, asbestos presence, and measurement details. Includes a '計' (Total) row at the bottom.

【記入上の注意事項】

- ※1. ①欄には、「施設種別」欄の施設種別ごとの施設数及び施設種別ごとの総床面積を記入する。
※2. ②欄には、アスベスト(石綿)等が使用されている室数及びその室並びに通路部分のそれぞれの面積の合計を記入する。
※3. ③欄には、②に示すもののうち、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という。)にある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計を記入する。
※4. ④欄には、②に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがない室数及びその室並びに通路部分のそれぞれの面積の合計を記入する。
※5. ⑤欄には、②に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室数及び通路部分のそれぞれの面積の合計を記入する。
※6. 「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
※7. 「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
※8. 「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
※9. 事務所等が別棟となっている場合についても調査対象とする。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1% を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が 1% から 0.1% に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1% を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1% までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成 18 年 3 月 25 日に制定されたところである。

については、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記 1 と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の 188 号通達の別紙の第 3 の 3 の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法

※別添省略

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について
局長通達の記の2の（2）の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の（3）の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の（1）と同様であること。
- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて
（1）JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以下「残さ率」

という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。

※別添省略